

船舶事故等調査報告書

平成21年10月1日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第156号	
事故等種類	運航阻害	
発生日時	平成21年5月24日（日） 15時30分ごろ	
発生場所	福井県大飯郡大島所在の鋸埼から北西約2,500m付近	
事故等調査の経過	平成21年6月2日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船種船名、総トン数</p> <p>船種船名、総トン数</p> <p>船種船名、総トン数</p>	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	錨喪失	
事故等の経過	<p>本船は、釣りを終え、帰航準備で錨を揚げようとしたところ、錨が岩に掛かって揚がらず、アンカーロープを船で引いたり緩めたりしていたところ、同ロープがプロペラ軸に巻き付き、平成21年5月24日15時30分ごろ、主機の運転が不能となって運航が阻害された。</p> <p>やがて大きな波が寄せたとき、ロープと錨の接続が外れ、ロープが浮いてきた。</p> <p>本船は、ロープを回収して主機の運転を試みたところ、正常に運転できることが確認されたので、自力で帰航した。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>なし</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、錨が岩に挟まって揚錨できず、アンカーロープの伸縮を続けているうち、ロープがプロペラ軸に巻き付いたものと考えられる。</p>
原因	本インシデントは、本船が鋸埼沖において揚錨中、錨が岩に挟まり、アンカーロープの伸縮を繰り返しているうち、同ロープがプロペラ軸に巻き付いたため、主機の運転が不能となったことにより発生したものと考えられる。	